

和泉市中小企業事業資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府中小企業向け融資制度等による融資を利用している和泉市内の中小企業者及び創業者に対し、予算の範囲内において、その返済利子の一部を補給することにより、事業主の負担の軽減を図り、もって経営の安定に資することを目的とする。

(利子補給対象融資)

第2条 補給の対象融資は、次に掲げる融資とする。

区分	融資制度名	資金名
大阪府中小企業向け融資	開業・スタートアップ応援資金	開業資金
		地域支援ネットワーク型
	小規模企業サポート資金	小規模資金
		市町村連携型（和泉市中小企業融資制度）
日本政策金融公庫融資	新企業育成貸付	女性、若者/シニア起業家支援資金

(利子補給対象者)

第3条 補給の対象となる者は、前条に掲げる融資を受けた者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所のある個人事業主あるいは市内に本店又は営業所のある法人
- (2) 前項に定める融資について、約定どおり返済している者

2 前項の対象者で新たに利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は和泉市中小企業事業資金利子補給金融資産登録書（様式第1号）に下記書類を添付して、融資実行年の翌年1月末までに当該融資の登録をしなければならない。

- (1) 対象融資と分かる資料
- (2) 金融機関が発行する返済計画の分かる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利子補給期間)

第4条 利子補給は、借り入れた日から起算して3年の間に返済した利子に対して行うものとする。

2 利子補給は、毎年1月1日から12月31日までの間の返済に係る利子を対象とする。

(利子補給対象融資額の限度及び制限)

第5条 利子補給の対象となる融資額は、第2条に規定する融資の当初借入額（同条に規定する融資を複数利用しているときは、その当初借入額の合計額）以内とし、500万円を限度とする。

2 第2条に規定する融資について利子補給を受けている融資の額が500万円以上である者が、別の補給対象融資を受けた場合にあっては、新たに利子補給の対象となるのは、先に借りた融資に対する利子補給対象期間後とする。ただし、新たに受けた融資の補給期間は借入日から起算して3年間とする。

3 この要綱に基づき利子補給の対象となった融資について、補給対象融資の借換えを行った場合は、借換え後の融資については、新規に借入れを行ったものとみなす。

(利子補給率)

第6条 利子補給率は原則として返済利率のうち1%相当分とする。ただし、返済利率が1%未満の場合は、当該返済利率を限度とする。

2 前項の規定に基づく利子補給については、予算に定める額の範囲内において行う。

(利子補給額の計算方法)

第7条 利子補給額の計算方法は次の算式による。(10円未満切り捨て)

- (1) 融資額が500万円以上、融資返済利率が1%以上の場合
対象利子額×0.01/融資返済利率×500万円/融資額
- (2) 融資額が500万円未満、融資返済利率が1%以上の場合
対象利子額×0.01/融資返済利率
- (3) 融資額が500万円以上、融資返済利率が1%未満の場合
対象利子額×500万円/融資額
- (4) 融資額が500万円未満、融資返済利率が1%未満の場合
対象利子額

(交付申請の制限)

第8条 融資登録者が次の各号に該当したときは、交付申請不相当と認め融資登録を抹消するものとする。

- (1) 補給対象融資において約定返済の遅延が2回以上あるとき。
- (2) 補助対象融資の当初の返済条件を変更したとき。
- (3) 融資登録に係わる事業を休止し、又は廃止したとき。

(交付申請及び請求)

第9条 申請者は、和泉市中小企業事業資金利子補給金交付申請書兼請求書(様式第2号)に返済状況証明書(様式第3号)を添付して、毎年2月末までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第10条 市長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは和泉市中小企業事業資金利子補給金交付決定(確定)通知書(様式第4号)により申請者に通知し、当該請求に係る補給金を速やかに交付するものとする。

2 また、市長は審査内容が第8条のいずれかに該当し不相当と認めるときは、和泉市中小企業事業資金審査結果通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の取消及び返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付決定を取り消し、又は交付した利子補給金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により利子補給金を受けたと認められるとき。
- (2) その他市長がこの要綱の目的に照らし、利子補給を行うことが不相当と認めるとき。

2 前項の場合において市長は、和泉市中小企業事業資金利子補給金交付決定取消通知書(様式第6号)により取消を通知し、和泉市中小企業事業資金利子補給金返還命令書(様式第7号)により返還を命じるものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行する。

(経過措置)

平成13年分の利子補給に当たっては、第3条第2項に規定にかかわらず、平成13年4月1日から平成13年12月31日までの期間の返済利子を対象とする。

附 則 (平成16年3月29日改正)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日改正)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日改正)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日改正)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月30日改正)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日改正)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日改正)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日改正)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。